

総合特区の地域指定及び今後の予定について

1 これまでの経緯

(1) 本県の総合特区名称

「先導的な地域医療の活性化（ライフイノベーション）総合特区」

(2) 申請年月日 平成24年3月29日

(3) 申請概要（詳細は別紙参照）

1) 目標

【地域医療の再生】

県と徳島大学が連携して推進している「総合メディカルゾーン構想」等により、「地域医療の再生モデル」を構築する。

【糖尿病の克服】

「健康・医療クラスター構想」等により、産学民官が一体となった取組みを一層推進することで、糖尿病の克服を図る。

2) 申請している規制の特例措置

「県立中央病院と徳島大学病院で構成される「総合メディカルゾーン本部」内を単一の病院とみなした制度・法令上の取扱い」

（医療従事者の相互派遣を可能にすること、PET検査用診断薬の供給）

他

(4) 地域指定年月日 平成24年7月25日

※全国の指定地域数 39地域

（第1次 33地域 第2次 6地域（本県含む））

※留保条件付指定

- ・「地域医療の再生」と「糖尿病の克服」の連携方策、相乗効果の具体化
- ・地域活性化（経済効果）への戦略、推進体制の強化等の具体化

2. 指定以降のスケジュール

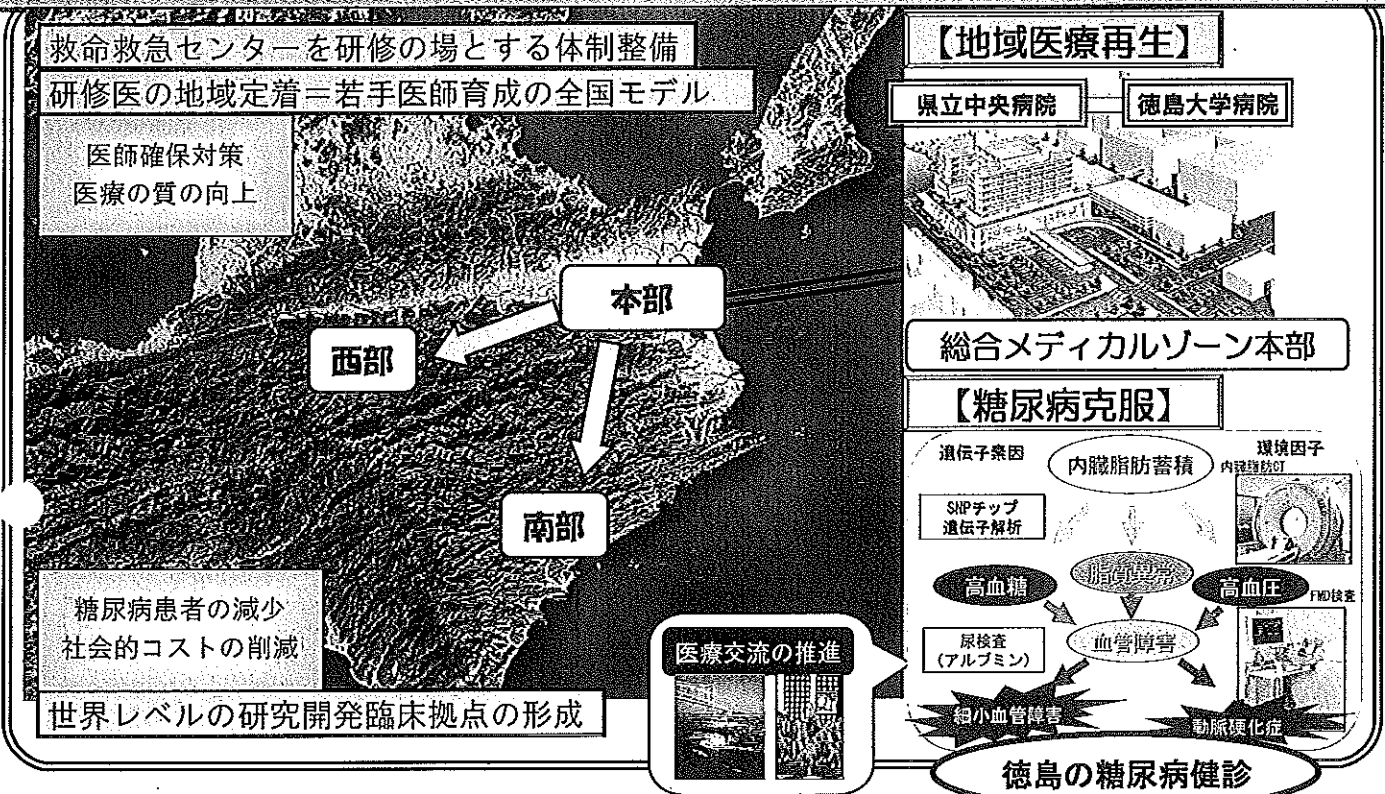
- ・ 9月末 規制の特例措置等について「国と地方の協議」開始
- ・ 10月 総合特区事業推進にかかる地域協議会の開催予定
- ・ 11月末頃 規制の特例措置等の協議のとりまとめ
- ・ H25.1月以降 協議の整った特例措置等から計画作成及び申請

(参考) 総合特区制度

「総合特別区域法」（H23.8.1施行）に基づき、新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口として、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的な取組に対し、「規制の特例措置」、「税制・財政・金融上の支援措置」などによる総合的な支援制度

【地域活性化総合特区】

先導的な地域医療の活性化(ライフイノベーション)総合特区【徳島県】



目標

「地域医療の再生」と「糖尿病の克服」
 により先導的な地域医療の活性化を図る

政策課題

政策課題1

○地域医療の再生

- ・医師の地域偏在
(県東部に75%の医師が集中)
- ・診療科偏在
(救急、産科、小児科等医師不足)

政策課題2

○糖尿病の克服

- ・糖尿病死亡率全国ワースト1
H5～H18 14年連続
H20～H23 4年連続

解決策

解決策1

○医師の養成・確保

- ・徳大病院と県立中央病院連携による「総合メディカルゾーン本部」充実強化
- ・「寄附講座」等による地域への医師派遣と「地域枠」による確保

解決策2

○世界レベルの 糖尿病研究開発臨床拠点形成

- ・糖尿病研究体制の充実
- ・研究成果の県民への還元
- ・新たな医療交流の推進

新たな規制の特例措置などの提案

- 2つの病院を一体とみなした医師の相互派遣
- 2つの病院を一体とみなしたPET検査薬の供給
- 2つの病院を一体とみなした受託可能な検査業務の範囲拡大 など

- 外国人研究者の在留期間の規制緩和
- 糖尿病関連治療薬の承認手続きの規制緩和等 など

地域独自の取組

- 救命救急医療の充実
ドクターヘリの導入や設備の強化
- 世界に通用する糖尿病関連の研究開発
製品クラスターやサービスクラスターの形成
- 糖尿病予防に重点を置いた「県民総ぐるみ運動」

地域協議会参画団体

- (自治体関係者) 徳島県
- (民間企業)
公益財団法人とくしま産業振興機構
及び健康・医療クラスター参画企業(65社)
- (大学、研究機関等)
徳島大学、徳島大学病院